

○中島村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年11月15日

中島村農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が、平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が取り組まなければならない必須業務として明確に位置づけられた。

本村は、福島県の中通り地区の南部に位置し、東西約3km、南北6.5km、総面積は18.87㎏を有する平地農村地帯である。気象は内陸性気候で平均気温は22℃程度、冬は0℃前後で年間を通じては11.1℃でやや温暖である。年間降水量は約1,300mmで根雪期間は約26日間、無霜期間は平均162日間であるが、晩霜による被害を受けやすい。

また、本村は東側の阿武隈山系と西側的那須山系にはさまれ、村の南部を阿武隈川が北に向かって流れ、北部を泉川が西から東に横切り阿武隈川に合流している。地形は標高の最高値は306m、村内標高差30mで、阿武隈川北西部の矢吹ヶ原台地と、阿武隈川沿いの釈迦堂・阿武隈川中流低地に大きく区分される。

中島村においては、農地のほとんどが平地で構成されており、それぞれの地域によって水稲、野菜、畜産等の幅広い農業経営がされている。また、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、農業者の高齢化は深刻な問題となっており、担い手不足による遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、農地集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地利用の適正化」が一体的に進んでいくよう、中島村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「今後10年で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2033号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現 状 (平成30年 3月)	979.3ha	32.3ha	3.3%
3年後の目標 (平成33年 3月)	976.3ha	29.3ha	3.0%
目 標 (平成35年 3月)	974.3ha	27.3ha	2.8%

※1：管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項1号の遊休農地の合計面積を記載

(2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の連携による農地の利用状況調査（以下農地パトロール）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産賞経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

農地パトロールと利用意向調査の結果は、「全国農地ナビ」に反映するよう努め、農地台帳の公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

農地パトロールの中で、B分類（再生利用困難）に区分した農地については、現況に応じて「非農地判断」を検討し、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	割合
現 状 (平成30年 3月)	947ha	386ha	40.8%
3年後の目標 (平成33年 3月)	947ha	407ha	43.0%
目 標 (平成35年 3月)	947ha	421ha	44.5%

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記載

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担 い 手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成30年3月)	435戸 (87戸)	90 経営体	5 経営体	45 経営体	0 団体
3年後の目標 (平成33年3月)	435戸 (87戸)	92 経営体	5 経営体	47 経営体	1 団体
目 標 (平成35年3月)	435戸 (87戸)	93 経営体	5 経営体	50 経営体	2 団体

※1 農林業センサスに基づき記載

※2 目標数値は、村農政部局と調整の上記載

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直し

農政部門と協力し、地域（集落や数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携

農業委員会は市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手

と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④農地所有者等が所在不明な農地の取り扱い

農地所有者等の所在不明の農地については、都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成30年3月）	0人 (ha)	0人 (ha)
3年後の目標 （平成33年3月）	2人 (1.0 ha)	1人 (1.0 ha)
目 標 （平成35年3月）	4人 (2.0 ha)	1人 (1.0 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

県農業委員会ネットワーク機構、都道府県農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び新規参入者を把握し、必要に応じて現地見学会や相談会を実施する。

②新規就農フェアへの参加について

新規就農の促進に関するイベント等の情報収集に努め、新規就農に繋げる。

③企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になりうる存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人含む。）の地域受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。